

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いにおける薬剤の配送について

薬剤	0410 対応	CoV 自宅	CoV 宿泊
<p>I.(a) 通常</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 品質の保持等に特別の注意を要しないもの（すなわちⅡによる対応は不要） ▪ 翌日もしくは翌々日以降の授与で問題ないもの（すなわちⅢによる対応は不要） 	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 患者または家族等（以下、患者等）と配送業者が<u>直接接しない方法</u>を基本として配送する（配送業者への特別な指示等は不要）。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 配送状況が確認できる方法が望ましい。 <p><該当サービスの例> ※郵便受けへ投函（非対面）</p> <p>【日本郵便】クリックポスト（198 円）、ゆうパケット（～360 円）、レターパックライト（370 円）</p> <p>【ヤマト運輸】ネコポス（上限 385 円）</p> <p>【佐川急便】（照会中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。 ➢ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ただし、上記サービスで郵便受けや宅配ボックスなどに入らなかった場合、手渡しとなることに留意する。 	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 患者または家族等（以下、患者等）と配送業者が<u>直接接しない方法</u>で配送する（配送業者への特別な指示等は不要）。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 配送状況が確認できる方法が望ましい。 <p><該当サービスの例> ※郵便受けへ投函（非対面）</p> <p>【日本郵便】クリックポスト（198 円）、ゆうパケット（～360 円）、レターパックライト（370 円）</p> <p>【ヤマト運輸】ネコポス（上限 385 円）</p> <p>【佐川急便】（照会中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。 ➢ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ただし、上記サービスで郵便受けや宅配ボックスなどに入らなかった場合、手渡しになってしまうため、あらかじめ患者等には、確実に非対面による配送方法となるよう依頼し、かつ、それが可能であることを確認する。 ➢ もし非対面による配送が不可能と判断した場合は、ほかの配送方法を検討し、対応する。 	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「0410 対応」に準じる。

	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <p>➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。</p>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <p>➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。</p>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <p>➤ 「0410 対応」に準じる。</p>
<p>(b) 薬剤の量が多いなどの理由から、I.(a)による対応では困難なもの</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <p>➤ 利用可能な方法により配送する。</p> <p>＜該当サービスの例＞ ※対面</p> <p>【日本郵便】 ゆうパック（810 円～）、レターパックプラス（520 円）</p> <p>【ヤマト運輸】 宅急便（930 円～）、宅急便コンパクト（680 円～）</p> <p>【佐川急便】（照会中）</p> <p>➤ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。</p> <p>➤ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。</p> <hr/> <p>➤ 現在提供されているサービスは、患者等と配送業者が直接接する配送方法（すなわち手渡し、対面）が基本。</p> <p>➤ このうち一部サービスは、宅配ボックスや置き場所を指定した配送方法も可能（ただし、配送業者への特別な指示等が必要。詳細は各社へ要確認）。</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <p>➤ 患者等と配送業者が<u>直接接しない方法</u>（例：いわゆる置き配サービスなど）で配送する。</p> <p>➤ 患者等に配送方法を説明の上、患者等と配送業者が直接接しない配送のために<u>必要な情報を確認</u>する。</p> <p>➤ 当該薬局と配送業者の間での個別契約等に基づき、配送業者が定める方法に従って発送する。</p> <p>＜該当サービスの例＞</p> <p>【日本郵便】 ゆうパック（810 円～）</p> <p>【ヤマト運輸】（照会中）</p> <p>【佐川急便】（照会中）</p> <p>➤ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。</p> <p>➤ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。</p> <hr/> <p>➤ あらかじめ患者等には、確実に非対面による配送方法を行うために必要な情報を聞き取り、かつ、非対面による受け取りが可能であることを確認する。</p> <p>➤ もし非対面による配送が不可能と判断した場合は、ほかの配送方法を検討し、対応する。</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <p>➤ 「0410 対応」に準じる。</p>

	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または ➤ 患者等に来局を求める（⇒「0410 対応」の処方箋ではないものとして取り扱う）。 	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または ➤ 家族等に来局を求める。ただし、濃厚接触の可能性のある者には、特別な事情がない限り薬局での受け渡しは行わない。 	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。
<p>Ⅱ．品質の保持等（保冷）に特別の注意を要するもの</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 品質の保持等（保冷）が可能な方法で配送する（いわゆるクール便）。 <該当サービス> ※対面 【日本郵便】チルドゆうパック（1,035 円～） 【ヤマト運輸】クール宅急便（1,150 円～） 【佐川急便】（照会中） ➤ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。 ➤ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。 	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 患者等と配送業者が<u>直接接しない方法</u>で配送する。 ➤ しかし、現状では、利用可能なサービスの提供はないものと認識。 	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「0410 対応」に準じる。
	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または ➤ 患者等に来局を求める（⇒「0410 対応」の処方箋ではないものとして取り扱う）。 	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または ➤ 家族等に来局を求める。ただし、濃厚接触の可能性のある者には、特別な事情がない限り薬局での受け渡しは行わない。 	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。

Ⅲ. 早急に授与する必要があるもの	① 配送業者を利用する場合	① 配送業者を利用する場合	① 配送業者を利用する場合
	② 配送業者を利用しない場合	② 配送業者を利用しない場合	② 配送業者を利用しない場合

注1) 該当サービスの例に示す金額は、いずれも税込み価格です。

注2) 本資料は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への薬剤の配送方法に係る留意事項について」(令和2年4月28日事務連絡、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課)で示されている内容に基づき、**時限的・特例的な取扱いの処方箋に係る薬剤の配送方法について整理したもの**です。

注3) ただし、当該事務連絡の「(2) B」(配送業者等に特別な指示等を行わなければ、患者と直接接しない薬剤の配送方法が難しく、かつ、配送先が自宅療養中の患者であることを伝えなければ配送できない場合)については、現在のところ、配送業者により提供されている配送サービスのうち、該当するものではありません。

注4) 配送業者により提供されている配送サービスの詳細については、各社から提供されている資料などをご確認いただくか、各社の最寄りの営業所などにお問い合わせください。